

市立函館病院共同利用運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立函館病院の施設、設備および医療機器を医療従事者の診療、研究または研修のために開放し、医療技術の向上を図りつつ地域医療の発展に貢献することを目的とする。

(対象医療機関)

第2条 共同利用の対象となる医療機関は、連携医療機関に登録することで、共同利用を実施することができる。

ただし、開放型病床を利用する場合は、別に開放型病床登録医に登録しなければならない。

(共同利用の範囲)

第3条 共同利用の範囲は次のとおりとする。

- (1) コンピュータ断層撮影装置 (CT)
- (2) 磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)
- (3) ガンマカメラ (RI)
- (4) 超音波診断装置 (エコー)

(担当者)

第4条 共同利用に関する担当者を「地域連携課」におく。

- 2 担当者は登録された連携医療機関との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡、調整を行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、共同利用の運営について必要な事項は市立函館病院が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。
- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。